

## ○岡山市障害児保育対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となり、かつ、心身に障害を有する児童に対し、必要な保育を行うことにより、心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障害児の福祉の増進を図るため、障害児を受け入れている私立保育所等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「私立保育所等」とは、本市内に設置される、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27号第1項に規定する特定教育・保育施設のうち、設置者が岡山市以外の保育所及び認定こども園をいう。

3 この要綱において「障害児」とは、支援法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する子ども（認定こども園については、別表1に掲げる認定こども園の類型に応じた支給認定の区分に該当する子ども）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童をいう。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

(3) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき療育手帳の交付を受けている児童

(4) その他前2号に掲げる児童と同等程度の障害を有するものとしてこども総合相談所又は医療機関等において判定し、又は診断された児童

4 この要綱において「拠点保育所」とは、障害児保育の拠点となる保育所として市長が

指定したものをいう。

5 この要綱において「拠点枠」とは、前項の拠点保育所の利用定員のうち3歳以上児について10人以内、3歳未満児について3パーセント以内で設定された障害児受入枠をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育が必要な障害児であって、集団保育が可能で日々通園・通所できるものを受け入れるため、私立保育所等が実施する次の各号に掲げる事業とする。

(1) 基本事業 障害児を保育するために必要な職員の配置及び環境を整えるための事業

(2) 保育士等配置事業 障害児を保育するために、公定価格の算定上求められる配置基準に加えて、保育士、保育教諭（以下「保育士等」という。）を配置する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、私立保育所等を運営するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 基本事業 障害児を保育するために必要な職員の配置を行うための経費（報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費）及び障害児の保育に必要な環境を整えるための経費（謝金、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費）

(2) 保育士等配置事業 障害児を保育するために、公定価格の算定上求められる配置基準に加えて、必要な保育士等の配置を行うための経費（報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費）

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、私立保育所等ごとに、前条第1項に定める各号について、補助対象経費の実支出額から寄附その他収入金を控除した額と、次項の規定による補助金の交付限度額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付限度額は、私立保育所等ごとに、次の各号に掲げる私立保育所等の区分に従い、当該区分に定める額とする。

(1) 拠点保育所以外の私立保育所等

補助事業支給認定区分及び障害児の要件ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める計算方法により算定した額

ア 基本事業

(ア) 2, 3号認定子ども

a 第2条第3項第1号に該当する児童

月額80,000円×各月の初日における障害児の人数

b 第2条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当する児童

次に掲げる障害児の人数の区分に応じ、それぞれに定める障害児1人当たりの月額×各月の初日における障害児の人数

(a) 1人目から3人目まで 1人当たり月額40,000円

(b) 4人目から6人目まで 1人当たり月額54,000円

(c) 7人目以上 1人当たり月額70,000円

(イ) 1号認定子ども

a 第2条第3項第1号に該当する児童

月額60,000円×各月の初日における障害児の人数

b 第2条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当する児童

次に掲げる障害児の人数の区分に応じ、それぞれに定める障害児1人当たりの月額×各月の初日における障害児の人数

(a) 1人目から3人目まで 1人当たり月額30,000円

(b) 4人目から6人目まで 1人当たり月額40,000円

(c) 7人目以上 1人当たり月額52,000円

## イ 保育士等配置事業

月の初日において2人以上障害児を受け入れており、かつ、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付こ成保38，5文科初第483号）に定める公定価格の算定上、当該月に求められる配置基準に加えて保育士等を配置している場合は、本号のアにより算出した額に次の計算式により算出した額を加算する。

月の初日において受け入れている障害児数に応じ別表2に定める額×（当該障害児数に対し2：1で保育士等を配置するために必要な保育士等数と公定価格の算定上、当該月に求められる配置基準に加えて配置している保育士等数のうち小さい方の保育士等数）

### (2) 拠点保育所

ア 前号アに掲げる額に年額2,000,000円を加えた額（各月の初日における3歳以上の拠点枠児童の数が5人を超えている場合にあつては、さらに当該月ごとに次の計算方法により算定した額を加えた額。ただし、当該障害児数が10人を超えている場合にあつては、次の計算方法における月の初日における障害児数は10人を限度とする。）

月額33,300円×（月の初日における3歳以上の拠点枠児童数－5人）

イ 本号アにより算出した額が前号ア及びイにより算出した額よりも少ない場合は、その差額を本号アにより算出した額に加えて支給する。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 障害児保育実施状況調（別記様式）
- (2) 補助事業に係る経費の収支決算書
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類

（着手届及び完了届の免除）

第8条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の

提出は要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条第3項. 関係）

認定こども園の類型		子どもの支給認定区分	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	旧接続型	3号
		旧並列型	2号及び3号
		上記以外	2号及び3号
	上記以外	1号、2号及び3号	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	3号	
	上記以外	1号、2号及び3号	
保育所型		1号、2号及び3号	
地方裁量型		1号、2号及び3号	

別表2（第6条第2項関係）

(ア) 2, 3号認定子ども

各月初日における受入障害児数	単価
2人	140,000円
3人	140,000円
4人	133,000円
5人	133,000円
6人	126,000円
7人	126,000円
8人	114,500円
9人	114,500円
10人	107,600円
11人	107,600円

12人	103,000円
13人	103,000円
14人	99,710円
15人	99,710円
16人	97,250円
17人	97,250円
18人	95,330円
19人	95,330円
20人	93,800円
21人	93,800円
22人	92,540円
23人	92,540円
24人	91,500円
25人	91,500円
26人	90,610円
27人	90,610円
28人	89,850円
29人	89,850円
30人	89,200円
31人	89,200円
32人	88,620円
33人	88,620円
34人	88,110円
35人	88,110円
36人	87,660円
37人	87,660円
38人	87,260円
39人	87,260円

40人	86,900円
-----	---------

(イ) 1号認定子ども

各月初日における受入障害児数	単価
2人	97,500円
3人	97,500円
4人	92,500円
5人	92,500円
6人	87,500円
7人	87,500円
8人	79,000円
9人	79,000円
10人	73,900円
11人	73,900円
12人	70,500円
13人	70,500円
14人	68,070円
15人	68,070円
16人	66,250円
17人	66,250円
18人	64,830円
19人	64,830円
20人	63,700円
21人	63,700円
22人	62,770円
23人	62,770円
24人	62,000円
25人	62,000円

26人	61,340円
27人	61,340円
28人	60,780円
29人	60,780円
30人	60,300円
31人	60,300円
32人	59,870円
33人	59,870円
34人	59,500円
35人	59,500円
36人	59,160円
37人	59,160円
38人	58,860円
39人	58,860円
40人	58,600円